

## 韓国知的財産ニュース 2012年5月前期

(No. 222)

発行年月日：2012年5月25日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

### ★★★★目次★★★★

※このニュースは、5月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

#### 法律、制度関連

今号はございません。

#### 関係機関の動き

- 2-1 韓国、4年連続著作権監視対象国から除外 (5月1日)
- 2-2 2012年第1四半期知識財産権動向 (5月3日)
- 2-3 特許庁、第3世代特許ネット構築事業最終発注 (5月8日)
- 2-4 模倣品販売常習者の情報公開 (5月10日)
- 2-5 ナノ融合商用化 R & BD 事業(9年間総計 5,130億ウォン規模)本格着手  
(5月14日)

#### 模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 人気のあるアップル、連続する訴訟に悩む (5月7日)
- 3-2 ドイツ裁判所、三星-アップル訴訟判決また延期 (5月13日)
- 3-3 米国裁判所「三星ギャラクシータブ 10.1 販売禁止」の判決下す (5月15日)

#### デザイン (意匠)、商標動向

今号はございません。

#### その他一般

- 5-1 発明教育で離島・僻地の青少年に夢と希望を届ける (5月3日)
- 5-2 枯渇する化石燃料、浮上するバイオ燃料 (5月4日)
- 5-3 青少年発明家養成プログラム、政府と企業が共同推進 (5月7日)
- 5-4 未来のエネルギー、風をつかまえる (5月11日)
- 5-5 「知識財産強国の夢の木」青少年発明記者が全国で活動 (5月11日)

- 5-6 想像する全てのものを印刷する 3D プリンタ! (5 月 14 日)
- 5-7 オープンソース SW ライセンス管理、国内環境に合う制度の導入を  
(5 月 15 日)

## 法律、制度関連

今号はございません。

## 関係機関の動き

### 2-1 韓国、4年連続著作権監視対象から除外 (デジタルタイムズ 5月1日)

韓国が4年連続で著作権「監視対象国」から除外された。

米国貿易代表部 (USTR) は1日、韓国をはじめスペインおよびマレーシアを著作権監視対象国から除外する内容を含む「2012年度スペシャル 301条報告書」を発表した。

米国貿易代表部は、毎年4月末に各国の知的財産権の保護水準を評価した後、保護が不十分な国家を301条報告書に記載した。米国映画協会と国際知的財産権連盟、国際レコード産業連盟など利害団体の意見を反映する。知的財産権の保護が最も不足した「優先交渉対象国」をはじめ「優先監視対象国」、「監視対象国」の3種類に分類される。今回の結果は、韓国政府の知的財産権に対する保護政策が高い評価を受けたものと思われる。文化部は、これまで音楽・映画などのコンテンツの違法ダウンロード根絶のために様々な政策を推進してきた。

ホン・フンギ韓国著作権団体連合会サイバーチーム長は「2005年に比べ、昨年オンラインで流通される違法音源の摘発が大幅に減った。」とし、「知的財産権の保護水準が高まり、ソニーミュージックなど海外コンテンツ企業が韓国への投資を再開する動きも見られる」と話した。

米国貿易代表部は、先月発表した「2012年国家別貿易障壁報告書」においても三振アウト制、ウェブハード登録制など、韓国政府の著作権に対する保護政策に肯定的な評価を下している。

2012年度スペシャル 301条報告書では、優先監視対象国に中国・ロシア・インドネシアなど13カ国が指定された。監視対象国にはイタリア・フィンランド・ベトナムなど27カ国が含まれた。

<金・ウォンソク記者>

## 2-2 2012年第1四半期知識財産権動向 (韓国特許庁 HP 5月3日)

この動向資料は2012年4月2日までに受付けた資料(出願日基準、暫定値)を基に、2012年第1四半期に集計された知識財産権の統計である。

- 取り下げ、放棄などの事由により、受理時点の統計と多少の誤差がある。
- 累計基準の統計も同時に集計
- 商標出願は新規出願のみ集計。
- 増減率は前年同期比基準。

### 2012年第1四半期知識財産権動向

- 知識財産権の出願件数は前年同期比17.4%増加 -

#### □ 出願動向

◦ 2012年第1四半期における知識財産権の出願件数は94,939件で、前年同期比17.4%増加した。

- 権利別では特許が11.1%、商標が28.3%、デザインが16.9%増加した。

\* 実用新案の場合、先登録制度、二重出願制度の廃止などにより、継続して減少(▽3.1%)した。

◦ 内・外国別では、内国人と外国人が各々19.2%、8.5%増加した。

- 特許の場合内国人は11.6%、外国人は9.5%増加した。

- 地域別では済州(チェジュ)が45.2%、蔚山(ウルサン)が42.1%で最も高い増加率を示した。

- 国別では中国が29.2%、イタリアが24.8%増加した。

◦ 出願人別では大企業と中小企業が各々16.4%、19.0%増加し、研究機関と内国個人が各々32.2%、21.8%増加した。

- 第1四半期に顕著に出願増加率を見せた出願人は、特許・実用新案では現代重工業、商標ではキョウオン、デザインでは営林林業であることが分かった。

#### □ 登録動向

◦ 2012年第1四半期知識財産権の登録件数は63,246件で、前年同期比34.0%増加した。

- 権利別では特許が40.3%、実用新案が30.5%、商標は44.9%、デザインは5.1%増加した。

◦ 内・外国別では内国人が29.7%、外国人が51.8%増加した。

- 地域別では全北(チョンブク)と済州(チェジュ)が各々69.6%、62.2%と最も高い増加率を記録した。

- 国別では台湾が84.7%、フィンランドが50.0%増加した。

◦権利者別では大企業が 21.8%、中小企業が 24.0%増加し、公的機関は 65.0%、研究機関が 39.7%と顕著に増加した。

- 第 1 四半期の主要権利者は、特許・実用新案では LG 化学、LG イノテック、商標では KT、デザインでは LG イノテックであることが分かった。

#### □ 審査および審判動向

◦審査請求件数は 35,328 件で、前年同期比 0.5%減少した。

- 特許審査請求件数は 33,048 件で 0.4%増加したが、実用新案では 2,620 件で前年同期比 12.5%減少した。

- PCT 国際調査申請件数は 6,737 件で前年同期比 14.6%増加し、国際調査処理件数は 7,860 件で 57.5%増加した。

◦審判請求件数は 4,125 件で前年同期比 20.6%増加し、審判処理件数は 4,253 件で前年同期比 5.8%増加した。

- 権利別の審判請求件数では、特許・実用新案の場合 2,837 件で 14.8%、商標は 1,111 件で 30.7%増加、デザインは 177 件で 80.6%と顕著に増加した。

### 2-3 特許庁、第 3 世代特許ネット構築事業最終発注 (韓国特許庁 HP 5 月 8 日)

韓国特許庁は、出願時の利便性増進、審査・審判業務の効率性強化、システムの柔軟性確保および保安強化のために 3 段階で推進中の第 3 世代特許ネット構築事業の 3 次年度事業を発注した。

主要開発課題としては、審判および国際特許 (PCT) システムの新規開発、認証システム改編、業務処理管理 (BPM) 高度化およびシステムの安定化など。

特許庁は今回の事業に大・中小企業同伴成長の汎政府政策に歩調を合わせて、大規模システム開発会社の単独事業参加を排除、中小企業が含まれたコンソーシアムのみが入札に参加できるようにした。

また、中小企業の参加持分率を最大 45%以上に拡大、新規システム開発会社の進出負担を緩和するために事業の要求事項を明確に定義し、提案参加希望企業には特許ネット関連の技術情報を積極的に提供する予定だと明らかにした。

特許ネットは、出願・審査・登録・審判など特許行政業務全体が有機的に連携して運営される大規模システムとして、海外輸出でもその性能を認められたシステムだ。

これまで第 3 世代特許ネット構築事業は、既存の特許ネットシステムを全面的に再改編する大規模事業として、2010 年システム分析および設計、2011 年電子出願 S/W 統合、クラウド審査環境の提供、標準化された DB 変換などを推進した。

今年、審判および国際特許 (PCT) システム構築および認証システムの改編などを構築することになれば、最新 IT 技術を融合した特許行政システムとして世界特許情報化分野の標準を先導して行くと期待される。

特許庁は、5 月 10 日ソウル事務所で第 3 世代特許ネット 3 次年度構築事業提案要請説明

会をはじめ、調達庁の提案書技術評価を経て、事業者の選定過程が完了する 6 月中旬に事業を本格的に着手する予定だ。

韓国特許庁ビョン・フソク情報企画局長は「インターネット電子出願と 24 時間 365 日電子請願サービスを提供していた特許ネット I・II システムに続き、スマート出願・審査・審判環境を具現した第 3 世代特許ネットシステムの開発を通じて、グローバルな特許行政の情報化を先導するだろう」と抱負を述べた。

## 2-4 模倣品販売常習者の情報公開 (デジタルタイムズ 5 月 10 日)

模倣品販売常習者に対する効果的な取締り情報の共有などのための「模倣品販売常習者情報提供 WEB ページ」が構築される。

韓国知識財産保護協会によれば、2010 年に模倣品の流通で 2 回以上摘発されたショッピングモールは 12 店だったが、昨年は 71 店と約 6 倍増え、常習的な模倣品の違法流通が徐々に増加している。これに対して協会は、模倣品販売常習者の情報公開 WEB ページを構築すると明らかにした。

模倣品販売常習者についての情報は、放送通信審議委員会とオープンマーケットで処理された結果をもとに協会が内部的に判断する予定だ。

関連業界は、模倣品販売常習者についての情報提供 WEB ページの構築を肯定的に見ている。昨年起こったソーシャルコマースのニセ論議とともに、現在もオープンマーケットなどのオンラインショッピングモールの模倣品問題が絶えないためだ。

業界関係者は「大部分の業者が模倣品の追放キャンペーンを行なっているのを知っている」とし、「模倣品から消費者を保護してサービスを強化するという側面で肯定的な措置だ」と述べた。他の業界関係者も「オープンマーケット市場の成長妨害要素のうちの一つが模倣品問題だ。模倣品の流通を根絶する契機になれば良い」と述べた。

模倣品販売常習者の情報提供 WEB ページは 5 月中に構築契約を締結し、来る 10 月中に構築を完了する予定。

<ユ・ジョンホン記者>

## 2-5 ナノ融合商用化 R&BD 事業 (9 年間総計 5,130 億ウォン規模) 本格着手 (知識経済部 HP 5 月 14 日)

教育科学技術部と知識経済部は、今後 9 年間 (2012~2020) 総計 5,130 億ウォン規模の予算が投入される全周期的ナノ融合商用化 R&BD 事業の「ナノ融合 2020 事業」に本格着手すると明らかにした。

ナノ融合 2020 事業は、去る 10 年間余り基礎・源泉 R&D、インフラ基盤構築などの投資成果を基に新産業・新市場の早期創出のための製品指向型 R&BD 事業で、教育科学部と知識経済部が共同で商用化ビジネスモデルに基づいて基礎・源泉研究から技術事業化まで全周期的に支援する事業。

## <ナノ融合 2020 事業概要>

- (事業規模) 9 年間 (2012~2020) 総 5,130 億ウォン (国費 4,322 億ウォン, 民間 808 億ウォン)
- (経過) 2011 年予備妥当性調査通過、2012 年新規産業として推進
- (2012 年度予算) 総 67 億ウォン (知識経済部 50 億ウォン, 教育科学部 17 億ウォン)
- (事業分野) 商用化の時期が早い 2 大融合分野, 4 大戦略品目を集中支援
  - 1) NT-IT 融合分野 (①Post CMOS 型次世代半導体②ナノ柔軟素子)、
  - 2) NT-ET 融合分野 (③高効率エネルギー変換技術④水環境/資源処理技術)

これに伴い、両省庁間の緊密な協力を通じて研究段階別境界、省庁間連携が不十分であるなど、これまで一部存在していた非効率性を克服できると期待され、また既存の R&D と違い開放型革新 (Open Innovation) 及び全周期同時支援を通じて事業化成功の可能性を向上するだけでなく、事業化期間も大幅に短縮できるものと予想される。

ナノ融合 2020 事業は、財団法人形態で新設される「ナノ融合 2020 事業団」として総括管理する予定で、5 月 14 日からの事業団長公募をはじめに事業団構成段階に着手する。

今回公募するナノ融合 2020 事業団長は、グローバルスターナノ融合製品 10 品の開発など挑戦的目標達成のために事業団運営に必要な独立的な権限と課題の発掘・企画及び商用化など、プロジェクト進行に対する全権を保有して事業を推進する予定だ。

事業団長の能力が同事業の成功と目標達成に決定的な役割をすると予想され、ナノ融合分野で卓越した研究成果とビジネスマインドを持った最高の専門家を選抜する計画だ。

事業団長の給与は他政府 R&D 事業団長に比べ高水準 (年俸 1.5 億ウォン前後, 成果給別途) で、任期は初期 3 年、評価に応じて 2 年単位で再任が可能。

事業団長の公募期間は 5 月 14 日から 6 月 13 日までで、公募締切り後 1 次書類及び 2 次面接評価を経て事業団長を推薦し、両省庁長官の承認により 7 月上旬に最終任命をする計画。

## 模倣品関連及び知的財産権紛争

### 3-1 人気のあるアップル、連続する訴訟に悩む (電子新聞 5 月 7 日)

アップルが三星電子と特許をめぐるグローバル戦争を繰り広げているが、米国内での状況も芳しくない。被害補償や特許などを問わず、次から次へと訴訟に関わっているためだ。去る 3 月からの 2 ヶ月間で訴訟を起こされた事件だけで 5 件に達する。

7 日テック法律専門ブログ ジャスティアは、最近米国でアップルを相手に訴訟を提起した事件を報道した。ジェスティアは「アップルが抱えている訴訟を見ると、アップルの問題点が一目で分かる」と述べた。

ニューヨークに居住しているロバート・ヘルコウィツ氏は、最近 iTunes で購入したアダム・ランバートの歌に二重課金がされていた事実を知った。彼はアップルに払い戻しを求めたが、アップルは約款(Terms of Service)の払い戻し対象に含まれないという回答をした。ヘルコウィツは、システムの誤動作で二重課金になった利用者を集めて今月 2 日、ニューヨーク裁判所に集団訴訟した。

4 月には個人による特許侵害訴訟が続いた。ジェラード・ボビーノ氏は、2005 年にスマートパッドの緩衝材保護帯を開発して特許庁に登録したが、アップルの iPad と iPad2 のスマートカバーが自身の特許を侵害したとして、これを流通した電子製品専門店のターゲットまで告発した。

2004 年データ販売システムで特許を獲得した南アフリカのベンジャミン・グロブラーは、アップルの iTunes が自身の特許を侵害したとして最近告訴した。利用者が探すデジタル音源を検索して課金し、著作権者にお金を支払うシステムまで全て自身の特許だという主張だ。

去る 3 月には、ニューヨーク、ロングアイランドにあるアップルストアで、透明ガラスに気づかずに店に入ろうとして鼻を骨折した 83 才のエバリン・パスウォル氏がアップルに 100 万ドルの賠償を要求した。アップルストア側は昨年透明ガラスが危険だという警告ステッカーを貼っていたが、パスウォル氏は適切な警告ではないと主張した。彼は「アップルのハイテク式現代建築物は人目を引くが、危険性をはらんでいるという事を認識しなければならない」と述べた。

iPhone4s 使用者のフランキー・パジオ氏は、掲載された音声認識サービス「シリー」の広告が虚偽だとしてアップルを相手に訴訟を起こした。彼は「TV 広告とは違い、シリーは道や位置を尋ねると正しく聞き取れず、しばらくの間答えない」として、カリフォルニア北部裁判所に損害賠償請求訴訟を提起した。

<ホ・ジョンユン記者>

### 3-2 ドイツ裁判所、三星-アップル訴訟判決また延期(デジタルタイムズ 5月13日)

ドイツ裁判所は、アップルが提起した特許侵害訴訟に対する判決を延期した。アップルが提起した 6 件の訴訟のうち、既に判決を下した 1 件を除き全ての判決を延期した。

13 日三星電子によれば、ドイツ、マンハイム裁判所は、アップルが提起した 6 件の特許訴訟のうち、4 番目の「ピンチトゥーズーム(指 2 本で画面を拡大して縮小する技術)」に対する判決を保留した。

ドイツ裁判所は「三星電子が提起した特許無効審判の結果を見て判決を下す」と説明。ドイツ、マンハイム裁判所は、アップルが提起した「スライドロック解除」および「フォトリッキング」関連の特許に対しても同様の理由で判決を延期している。

<パク・チソン記者>

## 3-3 米国裁判所「三星ギャラクシータブ 10.1 販売禁止」の判決下す (電子新聞 5月15日)

三星電子のギャラクシータブ 10.1 の米国販売が一時的に禁止された。

14日(現地時間)米国控訴裁判所は、アップルの主張を棄却した1審での判決を翻し、ギャラクシータブ 10.1 の販売禁止の決定を下した。反面、三星のギャラクシーフォンに対してアップルが提起した特許侵害件については、販売禁止要請を棄却した。

ブルームバーグ通信など主要外信によれば、米国連邦巡回控訴裁判所は、両社の特許訴訟の最終判決が遅れている間、アップルが要求したギャラクシータブ 10.1 の一時販売禁止を認めた。

控訴裁判所のキャサリン・オマリー判事は、販売禁止要請を拒否した下位裁判所のサンノゼ連邦裁判所に対し「販売禁止措置の施行を要求する」と指示した。これに伴い、最終法廷判決が下されるまでギャラクシータブ 10.1 の販売禁止措置が施行されるものと見られる。

昨年12月、ルーシー・コ カリフォルニア、サンノゼ連邦裁判所判事は、アップルによる三星ギャラクシータブ 10.1 販売禁止要請に対して「アップルのデザイン特許は有効ではない」として棄却決定を下している。

<電子新聞メディアテックトレンドチーム>

### デザイン (意匠)、商標動向

今号はございません。

### その他一般

## 5-1 発明教育で離島・僻地の青少年に夢と希望を届ける (韓国特許庁 HP 5月3日)

韓国特許庁は、教育環境が不十分な地域の学生らに、発明体験を通じて創意性を発揮し、未来への夢と希望を育てる2012年度「訪問型分かち合い発明教育」を運営する。

今年度の「訪問型分かち合い発明教育」は、発明教育を受ける機会のない離島・僻地の学校や児童福祉施設など35機関を対象に実施される。

「訪問型分かち合い発明教育」は、対象機関を直接訪問して体験中心に教育するプログラムで、昨年は機関別に1回実施したところを今年は5回に増やし、教育効果がさらに高まると期待している。

5月3日に江原道、鉄原青陽小学校をはじめ全国35機関に順次発明教育を提供していく。学生らは発明品を自ら作り、難しいと思っていた発明を楽しく体験することで発明家としての夢を育てられるようにする計画だ。



また、「訪問型分かち合い発明教育」を履修した学生のうち優秀な学生は、国際知識財産研修院で7月および12月に実施する2泊3日の「分かち合い発明キャンプ」に招待され、普段なかなか体験することのできない奥深い発明教育を受ける予定だ。

特許庁国際知識財産研修院 パク・ゴンス院長は「僻地に住む子供たちが、発明教育を通じて自信を持って自分の未来に対し夢と希望を育てていくことこそ、真の分かち合いになる」と強調した。

特許庁は今後多文化家庭などの社会疎外階層に対しても訪問型分かち合い教育をさらに拡大し、訪問が難しい離島・僻地の学校にはインターネット放送および画像通信を利用した遠隔発明体験教育を提供するなど、様々な形で分かち合い文化を拡散していく計画だ。

訪問型分かち合い発明教育は2010年度から本格的に開始し、昨年末までで計112機関4621名の学生に発明教育を実施した。

## 5-2 枯渇する化石燃料、浮上するバイオ燃料 (韓国特許庁 HP 5月4日)

2008年の米国発グローバル経済危機を賢く克服している大韓民国が非常事態に陥った。最近、中東地域の情勢不安にもなって原油価格が急騰、石油依存度が高い韓国経済全般に暗雲が立ち込めている。

前世紀、人類が成し遂げた産業発展は石油、石炭、ガスなど化石燃料に基盤を置いた。特に石油は私たちの人生に無くてはならないエネルギー源だが、近い将来その生産量が頂点に到達するという懸念まで出てきている。また、化石燃料を使用する工程は二酸化炭素と廃棄物を大量に発生させ、地球温暖化または環境問題の主原因となり注目を集めている。

このような化石燃料に対する代替エネルギー資源に、バイオディーゼルのようなバイオ燃料が浮上しており、最近これに対する技術開発および特許出願が急増している。

バイオ燃料(biofuel)とは、自然界に存在する有機物質を総称する「バイオマス<sup>2)</sup>」から得られる燃料で、バイオエタノール、バイオディーゼルなどが代表的だ。バイオ燃料の燃焼時に排出される二酸化炭素は、生物体が成長して空気から吸収したものであるため、バイオ燃料は総量的に大気中のCO<sub>2</sub>濃度を増加させない利点がある。

韓国特許庁資料によれば、「バイオ燃料」に関連した特許は2002年から2011年まで計237件が出願され、2007年まで10件前後に過ぎなかった出願が2008年33件を越え、2009年54件、2010年50件、2011年62件と最近急増している。特に2007年までは外国人出願が多く占めていたが、2008年以降は内国人出願が着実に増加し、昨年は全体出願の98%を越えた。

出願を主体別に調べると、企業が86件(36%)と最多で、次に大学74件(31%)、政府および政府出資研究機関52件(22%)、個人25件(11%)の順であることが分かった。ここで一つ注目する点は、2008年から大学および政府出資研究所の出願が大幅に増加したという点だ。これは対外的に京都議定書<sup>3)</sup>が発効され、温室ガス縮小のための代替エネルギー関連の研究が活発となり、対内的に政府が低炭素グリーン成長政策を強力に推進した結果によると解釈される。

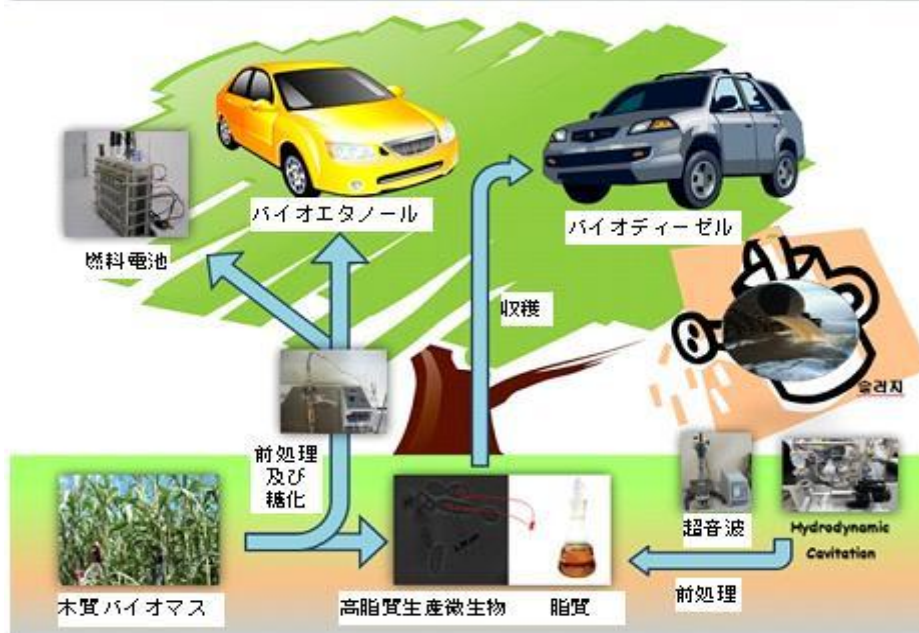
細部技術別の出願動向を調べてみると、バイオ燃料の生産に有用な「微生物、酵素または遺伝子」関連技術が全体出願の 37%を占め、続いて「微細藻類など」原材料関連技術が 20%、バイオディーゼルなど「最終生産物」関連技術が 11%、バイオ燃料生産工程と関連した「前処理」技術および「発効工程」技術が各々8%、8%、酵素吸着、固定などその他関連技術が 16%を占めた。

一部では、飢餓問題が解決されていない状況で食糧資源と競争するバイオ燃料技術に対しあまり良い見方をしていない。従って、食糧と競合しない海洋バイオマス、捨てられる副産物、生ゴミなどを原料とするバイオ燃料の技術開発に集中する必要がある。革新的なバイオ燃料技術は、エネルギーの対外依存度が高い韓国にエネルギー自主権を確保する機会となるだろう。

- 1) オイル ピーク (oil peak) : 油田内採掘量が最初の埋蔵量の半分を越えた段階. <ネイチャー, 2008 年>によれば、2018 年ぐらいに到達すると予測。
- 2) バイオマス (biomass) : 生きている有機体だけでなく、動物の排せつ物など代謝活動から出る副産物まで全てを含む。
- 3) 京都議定書: 地球温暖化規制と防止のための国際協約。1997 年 12 月、日本, 京都で開催された気候変化協約第 3 回当事国総会で採択された。2005 年 2 月 16 日に公式発効され、先進国 (38 カ国) は 1990 年を基準に 2008~2012 年まで平均 5.2%の温室ガスを縮小しなければならない。

## <参考資料>

### バイオ燃料技術概要



## 5-3 青少年発明家養成プログラム、政府と企業が共同推進(韓国特許庁 HP 5月7日)

韓国特許庁は、企業の教育寄付を通じて青少年を創意的発明家に育成するための 2012 年 YIP (Young Inventors Program, 青少年発明家プログラム) 推進計画を明らかにした。

YIP は、学生たちがチームを組んで企業で生産する製品及び技術分野と関連した発明アイデアを提示して、教育課程を通してアイデアを具体化し、産業財産権として出願する企業連携発明教育プログラムだ。

今年も KT、三星電子など国内 8 企業が参加し、学生に対する教育と相談、現場での体験活動などを支援する予定で、より多くの学生たちに機会を与えるために、昨年の 40 チームから 50 チームに参加チーム数を拡大した。

また、学生たちが生活の中で感じる発明アイデアを自由に提示できるように、生活密着型アイデアを中心に課題を出題した。KT は「スマートフォン及びパッド端末のためのサービスアイデア」、(株)ハン・ギョンフィ生活科学は「これまでの不便さを解消した生活家電と生活用品アイデア」など。

YIP プログラム参加チームに選ばれた学生は、自分たちが考案した最初のアイデアを具体化して改善するために、後援企業および弁理士から教育キャンプと企業現場見学、特許コンサルティングなどの教育が行なわれる。また、改善された発明アイデアに対する産業財産権の出願を無料で支援する。

韓国特許庁パク・ゴンス国際知識財産研修院長は「政府と企業が力を合わせて推進する YIP プログラムは、韓国の青少年らが知識基盤社会で最も必要とする創意力とリーダーシップを備えた核心人材として成長するのに非常に有効だ」と述べた。

参加資格は全国の中・高等学校の在学学生で、6 月 13 日までに韓国発明振興会 HP で申し込み。プログラムについての詳細な内容は HP(<http://www.yipedu.net>) 又は韓国発明振興会 (02-3459-2718) に問い合わせ下さい。

## 5-4 未来のエネルギー、風をつかまえろ(韓国特許庁 HP 5月11日)

化石燃料の使用量増加により急増する温室ガス、石油供給の不安定性に持続する原油価格問題で国家全般にわたって経済的負担が加重され、再生エネルギー<sup>1)</sup>に対する関心と重要性が日に日に高まっている。

このような再生エネルギーのうちの一つである風力エネルギーは、無公害な風を利用するため公害物質の節減効果が高く、大規模風力発電団地の場合は発電単価も既存の発電方式と競争可能な水準であるため、新エネルギー発電技術として大きな脚光を浴びている。

このような風力エネルギーは、翼を利用して風が持つ力を電気エネルギーに変えるものでブレード、増速機、発電機、タワーおよび電力変換装置などの要素技術を持ち、このうち翼、即ちブレードの形状および種類によって風力エネルギーの効率が大きく左右される。

韓国特許庁によれば、風力エネルギーに使用されるブレード関連の特許出願は 1990 年代以降最近まで着実に増加傾向を見せており、これを 5 年単位別で見ると、1992~1996 年ま

で 10 件、1997～2001 年まで 42 件、2002～2006 年まで 129 件、2007～2011 年まで 331 件と去る 20 年間で著しい増加傾向を見せている。

ブレード関連技術の出願現況を技術分野別で調べると、ブレードの形状設計関連技術が 48%と多数を占め、ブレードの物性関連技術が 24%、ブレードの製作関連技術が 16%、ブレードのデザイン関連技術が 8%を占めている。但し、ブレードの大きさとともに回避できない重量問題(eg. ドイツ Enercon 社のブレード直径:114m, ブレード重さ:500ton)を解決するために、ガラス繊維のような超軽量新素材の研究も注目されている。

一方、国内のブレード製造メーカーでは、ヒョソン重工業およびドゥサン重工業など 10 社余りあるが、これらの企業はブレードに関する基礎研究だけでなく、ブレード製造技術のハイクオリティー化のために米国、ヨーロッパなど先進国の大型ブレード製造メーカーらと共同研究も多角的に摸索中だ。

特許庁関係者は「ブレード関連技術は重工業基盤技術を活用した国産化を通じて、技術自立の可能性が高い複合技術として関連産業での波及効果が非常に大きい」とし、「合わせて、ブレード製造技術が安定化して本格的に量産されれば、現在の陸上風力発電中心の風力発電機モードが、海上風力発電だけでなくハイブリッド風力発電システムまでその活用領域を広げ、それと関連した特許出願も増加すると思われる。」と付け加えた。

---

1)再生エネルギー:既存の化石燃料を変換させて利用したり、太陽光・水・地熱・降水・生物有機物体などを含む再生可能なエネルギーに変換させて利用するエネルギー

## 5-5 「知識財産強国の夢の木」青少年発明記者が全国で活動 (韓国特許庁 HP 5月11日)

偉大な発明家を夢見る小・中・高校生 2,879 人が 11 日、特許庁「青少年発明記者団」発隊式を行ない、発明記者として全国で活動を始める。

韓国特許庁は、創意とチャレンジ精神を持った青少年を養成するために 2005 年から青少年発明記者団を運営している。昨年まで 1 年で 1,000 人が活動したが、週 5 日制授業に適した創意的体験活動として見られ、今年是全国 1,500 校余りの学校で発明記者を推薦した。

この日発隊式では、取材専門教育と知的財産ニュースを作る発明キャンプも行なわれ、優秀な 11 人の記者には特許庁長賞および賞金も授与された。

金・ホウォン韓国特許庁長は激励の言葉として「知識財産強国の新しい出発は、青少年発明記者団が基盤を築く。」と強調し、「全ての学生が発明に対する関心を持って、創意性を養いながら世界を導く指導者になるだろう」と述べた。

今年からは学校長の推薦によって発明記者を選抜し、創意体験活動として認められ、活動実績を生活記録簿に記載する。また、小学生から高校生までの青少年期に安定した体験活動が可能のため、活動期間と優秀な記事の選定により昇級もできる。今年は総計 136 人が首席・責任・先任記者に昇級した。

発明記者は、毎月発明教師と新聞・放送記者が行なう記事作成教育をインターネット放

送で受講する。また、テドク特区の研究者と特許庁の審査官がメンターとなり、記事作成および発明に対する疑問を解決してくれる。

発明記者は地域の発明イベントを取材した後、インターネットカフェに記事を毎月掲載することができる。大部分、オンラインで活動するため時間をかけずに行なえるのが長所だ。作成された記事は審査して毎月優秀記者を選抜し、学校に連絡して激励する。

特許庁は、リアルタイムで検索・活用できるように優秀な記事をデジタル新聞として発行し、発明記者の活動履歴をオンラインで発給するなど管理システムも構築する。

## 5-6 想像する全てのものを印刷する 3D プリンタ! (韓国特許庁 HP 5月14日)

「ロボットをプリンタで印刷する?」ロボット映画の代表作である「トランスフォーマー」のロボットは、全面的にコンピュータグラフィック処理されたものである反面、映画「リアルスティール」に登場したロボットファイター「アトム」は、実物大の1/5のモデルが製作されたが、その製作には先端3次元(3D)プリンタが用いられ、一層現実味が加わったことが分かった。

3Dプリンタは、コンピュータで作成された物体の3次元設計図を基にインクジェットプリンタがインクを振りまき、印刷するように粉や液体になった原料物質を極薄層に反復的に積み上げながら物体の立体形状を作る方式(造形方式)や、塊の原料物質を外側から微細に削り出し、作りたい形状にする方式(彫刻方式)を用いる。

韓国特許庁によれば、3Dプリンタに関連した特許出願は2005年まで19件に過ぎなかったが、2006年以降2011年まで計59件出願され、増加傾向が続いていることが分かった。

これは、3Dプリンタが2000年代初期に単純に製品模型や見本を製作するのに主に利用されていたが、多様な原料物質が開発されることによって適用分野が拡大していることを現わす。例えば、自動車、航空など先端機械製品だけでなく、医療分野では人工骨や歯科補型物を製造したり、食品分野では液状チョコレートなど食品材料を使用して特定の形状や味がある食べ物を製造するのに3Dプリンタを用いる技術が開発されている。

今後、3Dプリンタは単純に商業的な製品の製造に限定されず、生命工学やナノ工学など多様な技術と融合して、人類の健康と生命維持に重要な役割を担うことになると考えられる。また、アニメーションや映画の中に登場するキャラクターとともに興味を誘発したり、他の人々と違った物を好む消費者の心理を反映した製品の製作に積極的に利用されるものと思われる。

現在、各家庭にプリンタが普及しているように、近い将来には「各家庭で3Dプリンタを利用し、自分だけの独特なデザインを持つ物を直接作って使う日」が来ると期待され、今後3Dプリンタ関連の特許出願は持続的に増加すると思われる。

## 5-7 オープンソース SW ライセンス管理、国内環境に合う制度の導入を (デジタルタイムズ 5月15日)

オープンソースソフトウェア(SW)ライセンス管理のためには、海外の様々な事例を参考

にして国内環境に合う適切な制度が導入されなければならないという主張が提起された。

オープンソースライセンス企業のブラックダッグソフトウェアコアが 15 日主催した「オープンソースの活用および効率化方案セミナー」において、韓国オープンソース SW 法センターチェ・チョル センター長は「今後オープンソース SW のライセンスは、遵守管理でない活用管理になるだろう」とし、「国内もライセンス活用がうまくいっている海外事例を参考にして、体系的に準備しなければならない」と話した。

チェ センター長は、特に台湾と米国のオープンソース SW のライセンス管理実態を肯定的な事例に選んだ。

台湾の場合、オープンソース SW 開発および使用を促進し、付随的にライセンス関連の法的諮問を担当する団体が活発に運営されていると説明。その中の一つがオープンソースソフトウェアファウンダリー(OSSF)であるが、2003 年からホームページを通じてオープンソース SW ライセンスおよび特許状況を一般公開し、ライセンスの解釈と個別のケース研究、会員との E メールネットワークを構築して研究結果を共有している。

チェ センター長は、米国の OIN(Open Invention Network)特許政策もライセンス活用管理方案になり得ると見ている。この政策は Linux 普及のためにこれを妨害する特許をあらかじめ購入し、防御のための特許発明、戦略的公開、クロスライセンシングを通じた解決などを行なっている。この他、ライセンスコンプライアンスツールを開発して、該当するオープンソース SW の遵守の可否を自動化する方案も提示された。

チェ センター長は「韓国にはオープンソース SW のライセンス遵守の有無を判断する際、該当開発者がソースコードを提供してこそ検査機関で検査が可能だ」とし、「海外の場合、ソースコードを提供しなくてもソースにアクセスして自動で遵守の可否を確認するライセンスコンプライアンスツールが開発され使用されている」と述べた。

<チョン・ヨンチョル記者>

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知財チーム